

高森町LEDビジョン広告掲載仕様書
(高森町LEDビジョン掲載取扱要領関係)

1 設置概要

項目	① ローソン前交差点LEDビジョン	② 高森町役場前LEDビジョン
設置場所	高森町大字高森 2188-1 (ローソン高森店敷地内)	高森町大字高森 2168 番地 (高森町役場庁舎前)
画面サイズ	屋外型LEDビジョン W 6,000mm × H3,000mm 1,536px × 768px	屋外型LEDビジョン W 3,500mm × H2,000mm 896px × 512px
放映時間	原則 24時間	原則 24時間
1 枠の秒数	30秒/枠	30秒/枠
最大枠数	30枠 (有料広告の最大枠数)	30枠 (有料広告の最大枠数)
放映回数	1時間当たり 2回以上 (標準)	1時間当たり 2回以上 (標準)
ローテーション	「町情報 15分」「広告 15分」を交互に放映。ただし掲載数が少ない場合はこの限りでない。	同左
音声	なし (動画・静止画ともに音声は流れない)	同左
広告掲載料 (1 枠・月額)	20,000 円 (税込) ※町外 10,000 円 (税込) ※町内	10,000 円 (税込) ※町外 5,000 円 (税込) ※町内

2 掲載期間

- (1) 掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1か月単位とする。
- (2) 複数月の申込みを妨げない。ただし、最長12か月とし、連続掲載期間は当該年度の末日までとする。
- (3) 緊急情報の優先放映による差し替えについては、同一月における差し替え期間が累計5日を超えたときは、超過日数に応じて日割りで返還し、又は掲載期間を延長することがある。
- (4) 保守、点検、修理、故障その他広告主の責めに帰さない事由による停止については、同一月における停止期間が連続7日を超え、又は累計10日を超えたときは、超過日数に応じて日割りで返還し、又は掲載期間を延長することがある。
- (5) 前2号の日割額は、当該月の掲載料を当該月の日数で除して算定する。

3 データ規格

- (1) 入稿データは、町が指定するテンプレート又は仕様に従うこと。
- (2) 静止画の推奨仕様は、次のとおりとする。
 - ア 形式 PNG又はJPEG
 - イ 容量 原則5MB以下
 - ウ 文字は大きく、背景とのコントラストを十分に確保すること。
- (3) 動画の推奨仕様は、次のとおりとする。
 - ア 形式 MP4
 - イ フレームレート 30fps程度
 - ウ 容量 原則500MB以下
 - エ 音声は使用しないこと。
- (4) 実機の表示比率又は設定上の都合により、町は広告主と協議の上、表示位置、余白、縮小拡大その他必要な調整を行うことができる。
- (5) 入稿方法は、持参、電子メール又は町が指定する電磁的方法による。必要に応じ、USBメモリその他記録媒体による提出を求めることがある。

4 広告作成上の基準及び注意事項

4-1 共通事項

- (1) 伝えたい内容は簡潔に記載し、文字数を極力少なくすること。
- (2) 広告主の名称、所在地又は住所及び連絡先を必ず記載すること。
- (3) 背景とのコントラストを確保し、判読しやすい文字サイズ及び配色とすること。
- (4) 高速振動、高速点灯、アラートマーク、緊急警告表示その他これらに類する表現を用いないこと。
- (5) 1秒間に3回を超える点滅を行わないこと。
- (6) 全面切替えその他強い刺激を伴う画面切替えは、原則として2秒以上の間隔を確保すること。
- (7) 町が行政情報として発信する内容と誤認されるおそれのある表現を用いないこと。

4-2 高森町高森交差点LEDビジョンの特則

- (1) 赤、黄、青又は緑の信号色と誤認されるおそれのある高輝度の単色表示を用いないこと。
- (2) 矢印表示、信号表示、注意喚起灯、警告灯、緊急表示又は交通誘導と誤認されるおそれのある表現を用いないこと。
- (3) 交差点進行方向を連想させる流動表示又は点滅表現を用いないこと。
- (4) 運転者及び歩行者に誤認又は不安を与えるおそれのある表現を用いないこと。

4-3 有料広告にのみ適用する事項

- (1) 広告であることを明確にするため、広告枠の右上に常時「広告」と表示すること。
- (2) 「広告」の文字は、背景と明確に区別できる配色とし、テンプレート上で十分に判読できる大きさとする。
- (3) 無料掲載と混同を生じさせるデザインを用いないこと。

5 著作権、肖像権、商標権等の取扱い

- (1) 広告主は、広告に使用する画像、映像、商標、ロゴ、イラスト、キャラクターその他一切の素材について、必要な権利処理を完了した上で入稿しなければならない。
- (2) 権利侵害その他の紛争が生じた場合は、広告主がその責任と費用において解決するものとし、町は一切の責任を負わない。

6 法令等への適合確認

- (1) 広告主は、広告内容が景品表示法、医薬品医療機器等法、食品表示法、特定商取引法、著作権法、個人情報保護法その他関係法令に適合していることを確認しなければならない。
- (2) 業種又は広告内容に応じて、許認可証、登録証、届出書、資格証その他町が必要と認める書類の提出を求めることがある。

7 広告掲載料の納付

- (1) 広告掲載料は、掲載決定後、町が指定する期日までに一括納付するものとする。
- (2) 納付後の掲載料は、原則として返還しない。ただし、要綱及び取扱要領に定める返還事由に該当する場合は、この限りでない。

8 広告掲載までの手順

STEP	段階	内容	期限・備考
1	申込み	申込書、広告案その他必要書類を政策推進課へ提出する。	掲載開始希望月の前月 20 日まで
2	審査	政策推進課が内容確認を行い、必要に応じて広告審査委員会に付議する。	審査結果を申込者へ通知
3	決定及び納付	掲載可とした場合は通知し、指定期日までに掲載料を納付する。	町長が指定する期日までに一括納付

4	設定及び放映	町又は広告取扱業者が設定し、掲載開始月の初日から放映する。	掲載開始月の初日から放映開始
5	修正	審査の過程で修正が必要と認める場合は、広告主に対し修正を求めることがある。	—

9 広告内容の変更

- (1) 2か月以上継続して掲載する場合において、広告内容を変更するときは、変更希望月の前月15日までに変更後データを提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 変更後の広告についても、初回掲載と同様の審査を行う。

10 掲載の停止、取消し等

- (1) 災害、避難情報、Jアラートその他緊急情報の発出時は、広告に優先して当該情報を放映する。
- (2) 保守、点検、修理、機器障害その他の事由により、やむを得ず放映を停止することがある。
- (3) 広告が要綱、基準、取扱要領又は本仕様書に適合しないと認められるときは、町は修正、停止又は取消しを行うことができる。
- (4) 広告主が指定期日までに掲載料を納付しないとき、又は必要書類を提出しないときは、掲載決定を取り消すことがある。

11 その他留意事項

- (1) 募集は原則として先着順とする。
- (2) 枠数を超える申込みがあった場合は、町内に本店、支店、営業所又は事業所を有する事業者を優先することがある。
- (3) 前号によってもなお調整が必要なときは、受付順により決定し、受付順によるのが困難なときは抽選とする。
- (4) 設置場所が民有地又は第三者管理地にある場合であっても、掲載基準及び運用は町の定めるところによる。
- (5) この仕様書に定めのない事項は、要綱、基準及び取扱要領による。

附 則

この仕様書は、令和8年6月1日から施行する。